

○消防防災用設備機器性能評定細則

平成 13 年 2 月 1 日
消安セ細則第 7 号

改正 平成 18 年 9 月 1 日消安セ細則第 3 号
平成 21 年 4 月 1 日消安セ細則第 2 号
平成 21 年 7 月 15 日消安セ細則第 5 号
平成 24 年 7 月 9 日消安セ細則第 2 号
平成 25 年 4 月 1 日消安セ細則第 1 号
平成 26 年 1 月 7 日消安セ細則第 2 号
平成 30 年 5 月 1 日消安セ細則第 2 号
令和元年 10 月 1 日消安セ細則第 15 号
令和 3 年 4 月 1 日消安セ細則第 3 号
令和 5 年 10 月 17 日消安セ細則第 10 号
令和 7 年 3 月 25 日消安セ細則第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、消防防災用設備機器性能評定規程（平成 13 年消安セ規程第 3 号。以下「規程」という。）の規定に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が行う性能評定について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この細則における用語は、規程の定めるところによる。

第 2 章 型式評定

(型式評定の申請)

第 3 条 消防防災の用に供する設備機器（以下「設備機器」という。）の型式評定を受けようとする者は、別記様式第 1 号による型式評定申請書及び別記様式第 1 号の 2 による誓約書並びに次に掲げる書類等正副各 1 部（愛知県、岐阜県及び福井県以西の地域に受検地のあるもの（以下「大阪支所管内」という。）は副 2 部）を、J I S（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。）S 5505（事務用ファイル（フラットファイル））の A 4 のファイルに一括し、消防防災用設備機器性能評定手数料規程（平成 13 年消安セ規程第 4 号。以下「手数料規程」という。）に定める手数料を振込み、振込票等を添えて、安全センターに提出するものとする。

ただし、すでに型式評定を取得している者が、すでに提出している第 1 号の会社概要、第 2 号の品質管理に係る図書と同一の書類を提出する場合は、省略できる。

(1) 会社概要

- (2) 申請品の品質管理方法が記載された図書
- (3) 評定証票の管理方法
- (4) 設備機器設計図

当該設備機器の構造、部品の名称、寸法、材質等を明らかにしたものをいう。この場合、設計図に記入する寸法公差は、加工方法に応じて JIS に規定する中級又は粗級以上とし、加工方法に応じた JIS に対応しないものにあつては、JIS B 0405（普通公差－第 1 部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差）に規定する粗級以上とする。

- (5) 設備機器基本設計事項資料

設備機器の特性を示すもので、設備機器ごとに別に定めるものをいう。

- (6) 設備機器明細書

設備機器の明細を示すもので、設備機器ごとに別に定めるものをいう。

- (7) 試験設備に係る次に示す図書

ア 別記様式第 2 号による試験場所道順案内図

イ 別記様式第 3 号による試験設備明細書

設備機器ごとに別に定めるところにより安全センターが指定する試験設備の品名、仕様、数量等を記載したものをいう。

ウ 試験品質計画書

試験品目の管理、試験を実施する職員、施設及び環境、設備及び標準物質、計量トレーサビリティと校正、試験の方法及び試験結果のチェック方法を記載したものをいう。

- (8) 設備機器型式試験記録表

設備機器ごとに別に定めるものをいう。

- (9) JIS Q 9001(ISO9001)の認証を取得している場合は、有効期限内の認証証の写し

- 2 ファイルの表書きの一例は、次による。

- ア a 部には、設備機器の種別を記入する。
- イ b 部には、設備機器の型式記号を記入する。
- ウ c 部には、申請者名を記入する。
- エ d 部には、正又は副の別を記入する。
- オ e 部には、空欄を設ける。

d	d	d
a	a	a
b	b	b
c	c	c
e	e	e

- 3 型式評定の申請書類は、希望する試験日の15日前までに安全センターに提出するものとする。ただし、安全センターが特に認めた場合は、この限りでない。
- 4 安全センターは、第 1 項の書類が整っていることを確かめた後、その申請を受理し、試験日及び場所を指定するものとする。

(性能評定内容及び試験方法の決定)

第 4 条 安全センターは、型式申請の内容を検討し、必要があると認めるときは、当該設備機器の性能評定内容及び試験方法を定めるものとする。

2 前項の場合には、前条第1項第4号から第7号までの書類等は、性能評定内容及び試験方法が定められた後に提出するものとする。

(試験設備の審査)

第5条 検査員（安全センター理事長が別に定めるところにより、評定業務に従事する者として任命した者をいう。以下同じ。）は、型式評定を行うに当たり、設備機器ごとに別に定める試験設備（以下「指定試験設備」という。）及び施設等が適正に管理されているかどうかを別表1の試験設備等審査チェックリストに基づき、確認するものとする。

2 前項の試験設備のうち特に指定する試験設備（以下「特定試験設備」という。）については、設備機器ごとに別に定める機能をもつものであるかどうかについて審査を行うものとする。

3 前項の審査に合格した試験設備には、別図に掲げる表示を付するものとする。

(品質管理体制の審査)

第6条 検査員は、型式評定申請に係る設備機器を製造する工場等においてISO 9001（品質マネジメントシステム－要求事項）に基づき、当該設備機器の品質管理体制を審査するものとする。

2 前項の審査に当たっては、当該工場等が認定機関間の国際相互承認協定（IAF-MLA）に署名した認定機関から認定を受けた認証機関よりJIS Q 9001(ISO 9001)（品質マネジメントシステム－要求事項）の認証を取得しており、当該設備機器がその範囲に含まれている場合に限り、その取得状況を勘案し、審査項目の一部を省略することができる。

(設備機器の試験)

第7条 検査員は、前2条の審査の後、型式評定申請に係る設備機器の試験を設備機器ごとに定める試験項目、試験方法及び試験試料について立会検査により行うものとする。

第3章 型式変更評定、試験設備の変更、試験場所の変更、製造工場等の追加、軽補正、性能確認及び型式評定の更新

(型式変更評定)

第8条 設備機器の型式変更を受けようとする者は、別記様式第4号による型式変更評定申請書及び既に型式評定した型式との相違内容を明らかにした設備機器設計図、設備機器基本設計事項資料又は設備機器明細書（変更部分は朱書等で明示する。）その他の必要書類（第3条第1項各号に掲げる書類のうち変更のある部分に限る。）を第3条の規定に準じて安全センターに提出するものとする。

2 1型式について2以上の型式変更内容を同時に申請するときは、1の申請書により行うものとする。

3 2以上の型式に共通した変更をしようとするときは、それぞれの型式についての型式変更とする。

4 型式変更評定のための審査及び試験は、型式変更に係る部分について第5条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(試験設備の変更)

第9条 試験設備の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第5号による試験設備変更申請書及び当該変更に係る図書(変更部分は、朱線等で明示すること。)を第3条に準じて安全センターに提出するものとする。

(試験場所の変更)

第10条 試験場所の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第6号による試験場所変更申請書及び試験設備に係る図書を第3条に準じて安全センターに提出するものとする。

(製造工場等の追加)

第10条の2 製造工場等の追加の承認を受けようとする者は、別記様式第6-2号による製造工場等追加申請書及び試験設備に係る図書を第3条に準じて安全センターに提出するものとする。

(軽補正)

第11条 既に型式評定(型式変更評定を含む。以下同じ。)を受けた設備機器について軽補正の確認を受けようとする者は、別記様式第7号による軽補正届及び当該軽補正に係る設備機器設計図等(変更部分は朱書等で明示する。)を、必要に応じて見本品を添え、第3条に準じて安全センターに提出するものとする。

2 1型式について2以上の軽補正内容を同時に申請するときは、1の申請書により行うものとする。

3 軽補正の範囲は、設備機器ごとに別に定めるものとする。

(性能確認)

第12条 すでに型式評定を受けている設備機器の型式について付属機器又は周辺機器の追加の性能確認を受けようとする者は、別記様式第8号による性能確認試験申請書及びこれらの機器の追加に係る設備機器設計図その他必要書類を第3条の規定に準じて安全センターに提出するものとする。

(型式評定の更新)

第13条 安全センターは、型式評定を受けた者に対し、当該型式の有効期間が満了する日の60日前までに、別記様式第9号による型式評定有効期間満了通知書により当該型式の有効期間が満了する旨を通知するものとする。

2 型式評定の更新をしようとする者は、当該型式の有効期間が満了する日の30日前までに、別記様式第10号による型式評定更新申請書を、手数料規程に定める手数料を振込みのうえ、安全センターに提出するものとする。

3 型式評定の更新を希望しない場合又は、当該型式の有効期間中において型式を取り下げる場合は、別記様式第30号による型式評定取消届を安全センターに提出するものとする。

4 安全センターは、型式更新を行ったときは、前項の申請をした者に性能評定書を交付するものとする。

第4章 サーベイランス

(サーベイランス計画)

第14条 安全センターは、毎年度当初に、型式評定を受けた者と調整のうえ、規程第14条の規定によるサーベイランスの実施計画を作成し、通知するものとする。

(サーベイランスの申請)

第15条 型式評定を受けた者は、前条の計画に基づき、別記様式第11号によるサーベイランス申請書及びJIS Q 9001(ISO9001)の認証を取得している場合は有効期限内の認証証の写し各1部を安全センターに提出するものとする。

2 サーベイランス申請書は、希望するサーベイランス実施日の10日前までに安全センターに提出するものとする。ただし、安全センターが特に認めた場合は、この限りでない。

3 安全センターは、第1項のサーベイランス申請書の記載事項を確かめた後、その申請を受理し、サーベイランス実施日及び場所を指定するものとする。

4 設備機器の製造を休止しているため前条の計画に基づきサーベイランスを実施できないときは、別記様式第12号によるサーベイランス休止申請書を提出するものとする。

(サーベイランスの実施)

第16条 サーベイランスは、次により検査員が実施するものとする。

(1) 試験設備の審査は、第5条の規定に準じて行う。ただし、サーベイランスにおいて審査すべき試験設備は、設備機器ごとに別に定める。

(2) 品質管理体制の審査は、第6条の規定に準じて行うものとする。

(3) 設備機器の形状等が型式評定を受けた型式の形状等と同一であることの確認は、当該設備機器を製造する工場等において立会検査により行うものとする。

2 前項第3号の規定により行う立会検査の検査方法、検査項目、試料等は、設備機器ごとに別に定めるものとする。

(臨時サーベイランスの実施)

第17条 規程第15条の規定による臨時サーベイランスを行う場合は、第14条のサーベイランス計画の作成及び第15条のサーベイランス申請を省略できるものとする。

2 臨時サーベイランスは、前条の規定に準じて実施するものとする。

(サーベイランス成績書の交付)

第18条 第16条のサーベイランス及び前条の臨時サーベイランスの結果は、別記様式第13号によるサーベイランス成績書により申請者に通知するものとする。

第5章 個別検査

(個別検査の申請)

第19条 個別検査を受けようとする者は、次の各号の定めるところにより、別記様式第14号による個別検査申請書を安全センターに提出するものとする。

- (1) 個別検査申請書に、社内個別検査記録表及び手数料規程に定める手数料を振込み、振込票等を添えて、正副各1部を提出する。
- (2) 個別検査申請書は、受検希望場所が大阪支所管内にある場合は、大阪支所に提出する。
- (3) 個別検査申請書は、検査日の5日前までに提出する。ただし、安全センターが特に認めた場合は、この限りでない。
- (4) 個別検査申請書は、評定番号ごとに作成する。ただし、安全センターが特に認めた場合は、この限りでない。
- (5) 第24条第4項に規定する個別検査又は設備機器ごとに別に定めるところにより一括抜き取り検査を認められた個別検査に係る個別検査申請書には、「一括」の文字及び当該評定番号を記入するものとする。
- (6) 委受託による個別検査申請は、当該委託者が行うものとする。

2 安全センターは、前項の内容が整っていることを確かめた後、その申請を受理するものとする。

(個別検査の実施)

第20条 安全センターは、型式評定又はサーベイランスに合格した工場等において製造される設備機器について書類審査により個別検査を行うものとする。

- 2 検査員は、前条第1号の規定により提出された社内個別検査記録表の内容を確認して、個別検査の可否の判定を行うものとする。
- 3 検査員は、前項の規定による個別検査の可否の判定を行った場合には、個別検査申請書を受理した日から5日以内に、その結果を個別検査申請書の副本に記載し、当該副本を返還することにより、個別検査申請者に通知するものとする。
- 4 前項において個別検査に合格とされた場合には、評定証票を併せて交付するものとする。ただし、第22条の規定を適用している場合は、この限りでない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、安全センターが特に必要と認めた場合は、型式評定を受けた者にあらかじめ通知して、検査員が当該工場等において設備機器の立会検査を行うことができる。
- 6 前項の規定に該当して立会検査を行うこととなった場合は、検査員が検査当日、当該工場等において検査を行い、可否の判定を行うものとする。
- 7 第5項の規定により行う立会検査の検査方法、検査項目、試料等は、設備機器ごとに別に定めるものとする。申請者が申請に係る設備機器について行う社内検査についても同様とする。
- 8 第5項の規定により行う立会検査の際、申請者が不正の手段により個別検査を受検していると認めた場合、当該ロットに係る設備等を不合格として処理するものとする。
- 9 規程第7条の2第1項の規定による追加を承認された製造工場等において製造された設備機器等について当該承認後初めて行う個別検査は、原則として立会検査により実施するものとする。
ただし、既に他の型式について同項の承認を受けている製造工場等の場合は、立会検査を省略することができる。

(合格の表示)

第 21 条 前条の規定による個別検査に合格した設備機器には、規程第 17 条の規定による合格の表示（以下「評定証票」という。）を貼付するものとする。ただし、第 22 条第 2 項の規定による評定証票の前渡しを受けた者は、あらかじめ、設備機器に評定証票を貼付して受検することができる。

2 前項ただし書の規定によるあらかじめ評定証票を付した製品が個別検査の結果不合格となった場合には、当該不合格品に付した評定証票は、はぎ取り、又は明瞭に消印するものとする。

(評定証票の前渡し)

第 22 条 安全センターは、前条第 1 項ただし書の規定による個別検査を受けようとする者から別記様式第 15 号による評定証票前渡願により評定証票の前渡し（以下「証票前渡」という。）の交付願があり、評定証票に係る管理状況を調査した結果、評定証票の管理体制が十分であると認めた場合は、これを承認することができる。

2 前項の規定による承認を受けた者は、別記様式第 16 号による評定証票前渡申請書により証票前渡を受けることができる。

3 前項の規定による証票前渡を受けた者は、その受払いを明確にするため、別記様式第 17 号による評定証票受払表を備えて、受払いの都度、記帳整理するとともに、評定証票の使用、保管を適正に行わなければならない。

また、評定証票前渡申請書には、必ず当該評定証票受払表（写）をその都度、添付するものとする。

(個別検査結果の確認)

第 23 条 個別検査申請者は、社内個別検査終了後、別記様式第 18 号による受検成績履歴書及び別記様式第 17 号による評定証票受払表に記入するものとする。

2 前項の受検成績履歴書及び評定証票受払表への記入は、次によるものとする。

(1) 受検成績履歴書はロットごとに行う。一括抜取りの場合は一括ロットで行う。

(2) 評定証票受払表は評定番号別に行う。ただし、一括抜取りに係る場合にあっては、一括で行うことができる。

3 立会による個別検査の場合、検査員は、別記様式第 18 号による受検成績履歴書及び別記様式第 17 号による評定証票受払表の記入内容を確認するものとする。

第 6 章 雑則

(型式評定の委受託)

第 24 条 すでに型式評定を得ている者（以下「乙」という。）が製造した設備機器と同一と認められる設備機器について他の者（以下「甲」という。）が型式評定を得ようとするとき（以下「委受託」という。）は、次によるものとする。

(1) 型式評定の申請手続きは、第 3 条の規定に準ずる。

- (2) 型式評定の申請に際し、甲と乙との評定に関する品質管理状況を明示した別記様式第 19 号に準じた契約書等の写しを添付する。
 - (3) 第 3 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類等は、乙の型式評定申請時の書類等に甲の社名を併記し、甲の責任者の検印のあるものとする。
 - (4) 第 3 条第 1 項第 5 号の明細書は、甲の型式記号のものに乙の型式記号及び乙の関連事項を併記する。
 - (5) 第 3 条第 1 項第 7 号の設備機器型式試験記録表は、乙の試験設備で乙によって行われたものであり、乙の実施者及び甲の責任者の検印のあるものとする。
- 2 委受託後に当該型式の設備機器に型式変更の必要が生じた場合は、甲乙が同時に申請することを原則とするが、双方協議のうえ、甲又は乙のみの型式変更の申請とすることができる。
 - 3 委受託後に、当該型式に軽補正届けの必要が生じた場合は、前項に準ずる
 - 4 委受託による製品を同時に個別検査の受検をする場合は、一括抜き取り検査とする。
 - 5 第 9 条の試験設備変更申請書、第 10 条の試験場所変更申請書又は第 10 条の 2 の製造工場等追加申請書は、甲乙双方の社名を併記する。

(型式評定申請等の取り下げ)

- 第 25 条** 型式評定申請、型式変更評定申請、軽補正届、性能確認申請、サーベイランス申請、再審査願、補正試験願又は個別検査申請を取り下げようとするときは、別記様式第 20 号による当該申請の取り下げ届正副各 1 部（大阪支所管内にあっては副 2 部。ただし、個別検査申請を除く。）を安全センターに提出するものとする。
- 2 第 22 条第 2 項の規定による評定証票を交付された者が、個別検査申請の全部又は一部を取り下げようとする場合は、交付された当該評定証票のうち、取り下げに相当する数量を個別検査手数料が同額で、かつ、同種類の個別検査申請に振り替えることができる。振り替えるべき申請ができない場合は、取り下げに相当する数量の評定証票を取り下げ届正本に添え、安全センターに返還するものとする。

(申請書類の返還)

- 第 26 条** 安全センターは、型式評定、型式変更評定、製造工場等の追加、軽補正又は性能確認を行ったときは、提出された書類のうち、副本 1 部を審査の終了後、試験結果を添付して申請者に返還するものとする。

(再審査)

- 第 27 条** 安全センターは、型式評定、型式変更評定、製造工場等の追加、性能確認又はサーベイランスに当たり試験設備又は品質管理体制の審査を行い、不適合事項があると判定したときは、別記様式第 21 号による不適合事項通知書により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた者は、次に掲げる区分に応じ、関係書類を提出するものとする。
 - (1) 型式評定、型式変更認定又は性能確認の再審査を申請する場合は、前項の通知書の発行日から 90 日以内に別記様式第 22 号による再審査願に不適合事項を是正したことを示す書類を

添えて、正副各 1 部（大阪支所管内にあつては副 2 部）を提出するものとする。

(2) 製造工場等の追加の再審査を申請する場合は、前項の通知書の発行日から 90 日以内に別記様式第 22 号による再審査願に不適合事項を是正したことを示す書類を添えて、正副各 1 部（大阪支所管内にあつては副 2 部）を提出するものとする。

(3) サーベイランスの再審査を申請する場合は、前項の通知書の発行日から 90 日以内に別記様式第 22 号による再審査願に不適合事項を是正したことを示す書類を添えて、1 部を提出するものとする。

（補正試験）

第 28 条 安全センターは、型式評定、型式変更評定、性能確認、サーベイランス又は個別検査に当たり設備機器の試験を行い、性能評定内容及び試験方法に適合しない不良事項があると判定したときは、別記様式第 23 号による不良事項通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、次に掲げる区分に応じ関係書類を提出するものとする。

(1) 型式評定、型式変更評定又は性能確認の補正試験を申請する場合は、前項の通知書の発行日から 90 日以内に別記様式第 24 号による補正試験願に不良事項を是正したことを示す書類（補正に係る設備機器設計図、設備機器明細書、試験設備に係る図書を含む。）及び設備機器型式試験記録表を添えて正副各 1 部（大阪支所管内にあつては副 2 部）を提出する。

(2) サーベイランスの補正試験を申請する場合は、前項の通知書の発行日から 90 日以内に別記様式第 24 号による補正試験願に不良事項を是正したことを示す書類及び社内個別検査記録表を添付して正 1 部をその希望する試験日の 5 日前までに安全センターに提出する。

(3) 個別検査の補正試験を申請する場合は、前項の通知書の発行日から 90 日以内に別記様式第 24 号による補正試験願に不良事項を是正したことを示す書類及び社内個別検査記録表を添付して正副各 1 部をその希望する試験日の 5 日前までに安全センターに提出する。

（不合格の通知）

第 29 条 安全センターは、型式評定、型式変更評定、製造工場等の追加、軽補正届の確認若しくは性能確認又はサーベイランス若しくは個別検査を行い不適合事項があると判定したときは、別記様式第 25 号による不合格通知書により申請者に通知するものとする。

（申請等の委任）

第 30 条 申請者が軽補正届、性能確認試験申請、サーベイランス申請、個別検査申請又はこの細則に定める願出等を代理人に委任する場合は、別記様式第 26 号による委任状 1 部を安全センターに提出するものとする。

2 代理人が申請、届出又は願い出する申請書、届出書又は願い出書には、申請者の住所及び氏名（法人にあつては、名称、所在、役職名及び氏名）を併記するものとする。

（試験日の変更）

第 31 条 安全センターから指定された試験日を変更しようとするときは、別記様式第 27 号による受検期日延期願を正副各 1 部（大阪支所管内にあつては副 2 部）、安全センターに提出し

て、承認を受けるものとする。

(氏名等の変更の届出)

第 32 条 型式評定を受けた者又は現に型式評定を申請中の者がその氏名（法人にあってはその名称又は代表者の役職及び氏名）又は住所を変更したときは、遅滞なく別記様式第 28 号による氏名変更届書 1 部に事実を証する書面を添えて安全センターに提出するものとする。

(不適合等の報告)

第 33 条 型式評定を受けた者が規程第 21 条による不適合等の報告をする場合は、別記様式第 29 号によるものとする。

附 則

この細則は、平成 13 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 18 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 21 年 7 月 15 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 24 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改正（平成 25 年 4 月 1 日消安セ規程第 1 号）抄

第 2 条 別表に掲げる規程、細則及び要綱等において「財団法人日本消防設備安全センター」とあるものは平成 25 年 4 月 1 日をもって「一般財団法人日本消防設備安全センター」に改正するものとする。

附 則

この細則は、平成 26 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 30 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

(令和元年10月1日消安セ規程第15号：工業標準化法一部改正関係)抄

第2項第1号 別表(略)のうちの関係細則にあたる消防用設備等認定細則(平成13年消安セ細則第9号)及び消防防災用設備機器性能評定細則(平成13年消安セ細則第7号)の一部を次のとおり改正する。(略)

附 則

この細則は、令和3年4月1日から実施する。

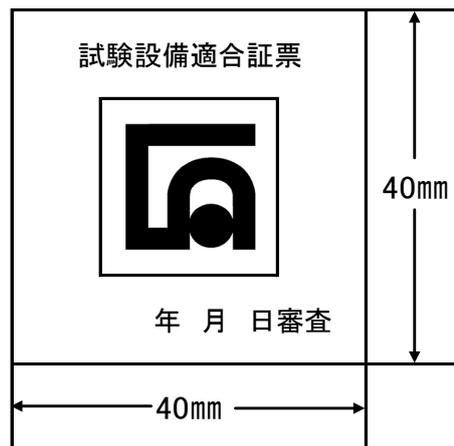
附 則

この細則は、令和5年10月17日から実施する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から実施する。

別 図 試験設備審査の表示



チェック項目	チェック内容	指摘・確認事項	評価
施設及び環境	<ul style="list-style-type: none"> ・試験をどこで実施しているか ・試験を実施する場所の環境（温度、湿度）は、適切な状態になっているか ・試験を実施する場所に隣接する場所で作業等を行っている場合、その作業等が試験に影響を与えないか ・試験実施場所に入出りできる人を限定しているか ・試験実施場所を整理、整頓する手順を定めているか 		
試験設備及び標準物質	<ul style="list-style-type: none"> ・指定設備が試験実施場所にあるか ・特定試験設備が、FESC規格に定める機能を有するか又は試験設備適合証票が貼付されているか ・試験設備の保全の手順を定めているか ・正常な機能を発揮する試験設備と異常又は異常と疑わしい試験設備を区別しているか ・校正の状態を表示しているか ・試験設備及び標準物質の記録を作成しているか <p>記録の主な項目は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器（設備品目）の名称 ・製造者名、識別のための記号等 ・機器が仕様に適合していることのチェック ・設置場所 ・受入れ時の状態（新品、中古、再調整品） ・製造者の取扱説明書 ・校正・検証の日付とその結果及び次回の校正・検証の日付 ・実施された保全及び計画されている保全の詳細 ・損傷、動作不良、改造又は修理があった場合はその履歴 		

別表 1 試験設備等審査チェックリスト

P-1101 (2 / 2)

チェック項目	チェック内容	指摘・確認事項	評価
計量トレーサビリティと校正	<ul style="list-style-type: none">・ 指定試験設備の校正に用いる標準又は基準を定めているか・ 国家で認知されている標準との関係は明確になっているか・ 標準物質は、国家計量標準又は国際計量標準にトレーサブルであるか		
総合評価			

評価の欄に○、×を付す。チェック内容を満足している場合○を、チェック内容を満足していない場合×を記す。

総合評価欄には、×がなければ適合、×があれば不適合と記載する。

別記様式第1号

型 式 評 定 申 請 書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について型式評定を受けたいので、書類を添えて申請します。

記

設備機器の種別				
型 式 記 号				
受 検 場 所				
受 検 日	希望	年 月 日	決定	年 月 日
使 用 目 的				
主 な 性 能				
予 定 価 格				
年間供給予定数量				

誓 約 書

私は、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下、安全センターという。）が行う消防用設備機器の認定制度に関して、安全センターが定める「消防用設備機器認定制度説明書」及び「認定証及び認定証票取扱規程」を遵守し、信義に反する行為をしないことをここにお誓いいたします。

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター

理 事 長 殿

申 請 者

住 所 〒

法人の名称

代表者の役職及び氏名 印

電話番号

試験場所道順案内図

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

試験場所道順案内図

試験場所の名称	
試験場所の住所	〒
試験場所の電話番号	
案内図（利用交通機関名、その起点・終点などを明記のこと）	

別記様式第3号

試験設備明細書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター

理事長 殿

申請者

住所 〒

法人の名称

代表者の役職及び氏名

電話番号

試験設備

試験設備名	仕 様	数量	備 考

別記様式第4号

型式変更評定申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について型式変更評定を受けたいので、書類を添えて申請します。

記

設備機器の種別			
型式記号			
型式評定を受けているもの	型式記号		
	評定番号		
	型式評定日	年 月 日	
受検場所			
受検日	希望	年 月 日	決定 年 月 日
変更箇所	明 細		理 由
	旧	新	

試験設備変更申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長 殿

申請者
住所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電話番号

当社は、下記について試験設備を変更したいので、書類を添えて申請します。

記

設備機器の種別			
型式記号			
評定番号			
変更箇所	明 細		理 由
	旧	新	

試験場所変更申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長 殿

申請者
住所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電話番号

当社は、下記のとおり試験場所を変更したいので、申請します。

記

設備機器の種別		
型式記号		
評定番号		
試験場所	旧	
	新	
変更の理由		

別記様式第6-2号

製造工場等追加申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記のとおり製造工場等を追加したいので、申請します。

記

設 備 等 の 種 別		
型 式 記 号		
認 定 番 号		
製 造 工 場 等 の 名 称		
製 造 工 場 等 の 住 所	〒	
型式評定 を受けて いるもの	型式記号	
	評定番号	

別記様式第7号

軽 補 正 届

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について軽補正を届けたいので、書類を添えて申請します。

記

設備機器の種別			
型 式 記 号			
評 定 番 号			
軽 補 正 箇 所	明 細		理 由
	旧	新	

別記様式第8号

性能確認試験申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について性能確認試験を受けたいので、書類を添えて申請します。

記

設備機器の種別					
型 式 記 号					
型式評定を受けているもの	型式記号				
	評定番号				
	型式評定日	年 月 日			
受 検 日	希望	年 月 日	決定	年 月 日	
追加しようとする付属機器又は周辺機器					

別記様式第9号

型式評定有効期間満了通知書

消安セ認第 号
年 月 日

申請者

住所

法人の名称

代表者の役職及び氏名

殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長

貴社が型式評定を取得されている下記の設備機器については、 年3月31日に有効
期間が満了しますので、通知します。

記

設備機器種別	型式記号	評定番号	評定日

型式評定更新申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長 殿

申請者
住所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電話番号

当社は、下記について型式評定の更新を受けたいので、申請します。

記

設備機器の種別	
型式記号	
評定番号	

サーベイランス申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記についてサーベイランスを受けたいので、申請します。

記

工 場 名				
設備機器の種別				
型 式 記 号				
評 定 番 号				
実 施 日	希望	年 月 日	決定	年 月 日
前回実施年月日				

サーベイランス休止申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記の工場における評定品について当分の間、製品の生産がないため、生産を再開するまでの間、サーベイランスの休止を申請します。

なお、生産を再開したときは、サーベイランスの申請をします。

記

工 場 名	
設備機器の種別	
型 式 記 号	
評 定 番 号	
前回実施年月日	

サーベイランス成績書

年 月 日

申請者

住所

法人の名称

代表者の役職及び氏名

殿

一般財団法人日本消防設備安全センター

工場名	
調査対象設備機器の種別	<input type="checkbox"/> 消火設備 <input type="checkbox"/> 警報設備 <input type="checkbox"/> 防火水槽 <input type="checkbox"/> その他
調査対象型式名	
調査日	年 月 日～ 年 月 日
検査員名	

調査結果

No.	調査項目	総合評価
1	品質保証体制に関する調査	適 ・ 否
2	製品の検査体制に関する調査	適 ・ 否
3	品質確認検査	適 ・ 否
サーベイランスの結果		合 ・ 否

一般財団法人日本消防設備安全センターの文書による承認なしでは、完全な複製を除き、一部分のみを複製してはならない。

別記様式第13号（その2）

『指導・指摘事項』

1 品質保証体制について

2 検査体制について

3 品質確認について

（注）改善報告書又は是正計画書が提出された場合、改善状況を確認するとともに、別紙にその結果を記載し、改善報告書又は是正計画書を添付しておくものとする。

別記様式第14号

個 別 検 査 申 請 書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について個別検査を受けたいので、社内個別検査記録表を添えて申請します。

記

設備機器の種別			
型 式 記 号			
評 定 番 号			
申 請 数 量		製造番号又は製造日	
検 査 場 所			
手 数 料	単価	円	合計 円

検 査 結 果		
検 査 員	年 月 日	判 定
	年 月 日	

別記様式第15号

評 定 証 票 前 渡 願

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター

理 事 長 殿

申 請 者

住 所 〒

法人の名称

代表者の役職及び氏名

電 話 番 号

当社は、下記について評定証票を消防防災用設備機器性能評定細則第22条の規定による前渡し交付を受け、受検前に同証票を設備機器に貼付して個別検査を受けたく、願ひ出ます。

前渡し交付を受けた評定証票の管理・保管及び受払並びに同証票を付した製品の管理等については、品質管理に係る図書に記載のと通りの管理体制で細心の注意と責任をもって行うこととします。

万一不用意な管理取扱いを行った場合は、異議なく貴安全センターの指示に従います。

記

設備機器の種別	
型 式 記 号	
評 定 番 号	
検 査 場 所	

評 定 証 票 前 渡 申 請 書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について評定証票の前渡しを受けたいので、「別記様式第17号 評定証票
受払表」の写しを添えて申請します。

記

設 備 機 器 の 種 別	評 定 番 号	数 量	備 考

検 査 場 所	
---------	--

別記様式第17号

評 定 証 票 受 払 表

法人の名称
 型式記号
 評定番号
 受検工場

							P
申請年月日	受検年月日	受入数	払出数	残 数	責任者	確 認	備 考
合 計							
累 計							

注1) 一括抜取りに係り、評定証票受払表を一括で記載する場合、型式記号欄及び評定番号欄に別紙のとおりと記載し、別紙に型式記号及び評定番号の一覧を記載する。

注2) 申請年月日を記載した行に受入数を、受検年月日を記載した行に払出数をそれぞれ記載し、申請年月日と受検年月日とは別の行に記載する。

別記様式第 18 号

受 検 成 績 履 歴 書

				設 備 等 の 種 別	型 式 記 号	評 定 番 号	P																					
(通 常 ・ 特 別) 検 査								総 合 判 定	検 査 員	検 査 立 会 責 任 者	記 事 試験設備の不適合事項その他の特記事項を記入すること。																	
ロット番号	受検年月日	ロットの大きさ	検査のきびしさ	第1欠点								第2欠点				第3欠点												
				Ac	Re	不良数/試料数	不良明細					不良累計	試料累計	Ac	Re	不良数/試料数	不良明細		不良累計	試料累計	Ac	Re	不良数/試料数	不良明細		不良累計	試料累計	
							事項										個数	事項						個数	事項			個数

注1) 一括抜取りに係る場合は、型式記号欄及び評価番号欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙に型式記号及び評価番号の一覧を記載する。

注2) 検査を行った製品の個数を評価番号ごとに記事欄に記載する。

別記様式第19号

業 務 委 託 契 約 書

甲及び乙は一般財団法人日本消防設備安全センターの性能評定に関する製品（以下「製品」という。）の製造・加工・組立及び受検業務（以下「製造等」という。）の委託について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲はこの契約の定めるところに従い、製品の製造等を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（製品）

第2条 甲の乙に委託する製品は次のものとする。

- 1 設備機器の種別
- 2 型式記号
- 3 乙の評定番号
- 4 乙の製造等を行う場所

（製造等）

第3条 乙は甲より受託した製品の製造等について次に定めるところにより、行うものとする。

- 1 製品の製造等に係る品質管理は、乙が定める基準により行うものとする。
- 2 乙は製品の性能評定に係る受検準備から合格までの一切の業務を行うものとする。
- 3 製品の製造等に係る技術的事項に関する責任は乙にあるものとする。
- 4 製品の型式変更評定、軽補正届、性能確認及び届出等を行う場合は、甲乙双方に関係する事項については、同時に申請又は届出をするものとする。
- 5 個別検査は、乙の製造等を行う場所において一括抜取検査で受検するものとする。

（受検時の責任）

第4条 受検に際し、甲又は甲の委任を受けた者が立会い、受検に関する一切の責任を負うものとする。

（調査の協力）

第5条 乙は甲が乙の工場等へ立入り調査の実施を希望し、また、各種の調査を依頼する場合には、特別の事情のない限りこれに協力するものとする。

（有効期間）

第6条 この契約書の有効期間は、契約締結の日から○箇年とする。ただし、期間満了○箇月前までに甲乙いずれからも契約解除の意思表示がないときは、自動的に○箇年ずつ延長する。

（規定外条項）

第7条 この契約に定めのない事項の生じたとき又はこの契約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議解決をする。

上記契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 印

乙 印

別記様式第20号

取 り 下 げ 届

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申請者

住 所 〒

法人の名称

代表者の役職及び氏名

電 話 番 号

当社は、下記申請を都合により取り下げたくお届けします。

ついては、当該手数料 円は 銀行 支店振込みに
より還付していただきたくお願いします。

記

区 分	型式評定・型式変更評定・性能確認・個別検査
受 付 日	年 月 日
設備機器の種別	
型 式 記 号	
評 定 番 号	

不 適 合 事 項 通 知 書

消安セ技第 号
年 月 日

申請者

住 所

法人の名称

代表者の役職及び氏名

殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長

貴社が申請された下記の設備機器の試験を 年 月 日に行った結果、下記のとおり不適合事項を認めました。今回に限り是正を認めますので不適合事項を是正のうえ、来る 年 月 日までに関係書類を添えて再審査を受けてください。

なお、上記期限までにこの再審査を受けられないときは、以後当該型式に係る試験設備等の審査は取止めとし、不適合として処理しますのでご了承ください。

記

受 付 日	
設 備 機 器 の 種 別	
型 式 記 号	
評 定 番 号	
不 適 合 事 項	

別記様式第22号

再 審 査 願

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申請者

住 所 〒

法人の名称

代表者の役職及び氏名

電 話 番 号

当社は、下記について不適合事項を別紙のとおり是正したので再審査をお願いします。

記

受 付 日	
設 備 機 器 の 種 別	
型 式 記 号	
評 定 番 号	
通 知 書 番 号	
通 知 さ れ た 不 適 合 事 項	

不 良 事 項 通 知 書

消安セ技第 号
年 月 日

申 請 者

住 所

法人の名称

代表者の役職及び氏名

殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長

貴社が申請された下記の設備機器の試験を 年 月 日に行った結果、下記のとおり不良事項を認めました。今回に限り手直しを認めますので不良事項を改良のうえ、来る 年 月 日までに補正試験申請をして受検してください。

なお、上記期限までにこの補正試験を受けられないときは、以後当該型式に係る試験は取止めとし、性能評定内容及び試験方法に適合しないものとして処理しますのでご了承ください。

記

受 付 日	
設 備 機 器 の 種 別	
型 式 記 号	
評 定 番 号	
不 良 事 項	

別記様式第24号

補 正 試 験 願

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について不良事項を別紙のとおり改良したので補正試験をお願いします。

記

受 付 日	
設 備 機 器 の 種 別	
型 式 記 号	
評 定 番 号	
通 知 書 番 号	
通 知 さ れ た 不 良 事 項	

別記様式第25号

不 合 格 通 知 書

消安セ認第 号
年 月 日

申 請 者

住 所

法人の名称

代表者の役職及び氏名

殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長

貴社が申請された下記の設備機器の試験及び審査を行った結果、性能評定及び試験に適合しないので通知します。

記

設 備 機 器 の 種 別	
型 式 記 号	
評 定 番 号	

別記様式第26号

委 任 状

私は

住 所 〒

法人の名称

役 職 名

氏 名

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 設備機器の種別
- 2 型 式 記 号
- 3 評 定 番 号
- 4 委任する権限

年 月 日

住 所 〒

会 社 名

代表者の役職及び氏名

印

備考

- 1 2以上の型式について個別検査の申請を委任する場合は、設備機器の種別、型式記号及び評定番号を別紙に記入してよい。
- 2 委任事項が評定手数料を納付し、又は還付を受けることである場合はその旨を記入すること。

受 検 期 日 延 期 願

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター

理 事 長 殿

申 請 者

住 所 〒

法人の名称

代表者の役職及び氏名

電 話 番 号

当社は、下記について受検期日の延期をお願いします。

記

設備機器の種別	
型 式 記 号	
評 定 番 号	
受 付 日	
通知された試験日	
延期する理由	

別記様式第28号

氏名（名称・代表者の役職及び氏名・住所）変更届

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター

理 事 長 殿

申 請 者

住 所 〒

法人の名称

代表者の役職及び氏名

電 話 番 号

当社は、下記のとおり氏名（名称・代表者の役職及び氏名・住所）を変更したので届出ます。

記

旧	
新	

変更年月日

年 月 日

別記様式第29号

不 適 合 ・ 事 故 の 報 告 書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社が型式評定を受けた設備等について、下記のとおり不適合・事故が発生しましたので、報告します。

記

発 生 日	
発 生 場 所	
設 備 等 の 種 別	
型 式 記 号	
評 定 番 号	
不適合・事故の内容及び応急措置の状況	
当該設備等に対する今後の改善方針	

別記様式第30号

型 式 評 定 取 消 届

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理 事 長 殿

申 請 者
住 所 〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記についての型式評定の取消をお願いします。

記

設備機器の種別	
型 式 記 号	
評 定 番 号	
理 由	
備 考	